

# 蘇原第一小学校 「いじめ防止基本方針」

～本校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する取り組み」の構えと対応～

## はじめに

ここに定める「各務原市立蘇原第一小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第 13 条を踏まえるとともに、国の「いじめの防止等のための基本的な方針の改定」(平成 29 年 3 月 14 日)、県の「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定」(平成 29 年 8 月 22 日)、市の「各務原市におけるいじめ防止等のための基本的な方針」(平成 30 年 2 月)を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1. いじめの定義と基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 〈一定の人的関係〉とは

・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

〈物理的な影響〉とは

・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の諸調査を行い、児童生徒を感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

〈インターネットを通じて行われるもの〉とは、

・パソコンや携帯電話等を通じて、ネット上に誹謗中傷を書き込んだり、SNS 等を利用してメール送ったり仲間外れをしたりすることを意味する。なお、誹謗中傷等を受けている児童等が、その行為を認識していないくも対応することが必要である。

### (2) いじめの基本認識

本校では、教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたります。

- ・「いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る。暴力を伴わないいじめであっても、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

### (3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2. いじめの未然防止のための取組

### (1) 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ・全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、自己肯定感や自己有用感を育む。
- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする対話的な学びの中で、「わかる、できる、楽しい」といった達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、規律と温かさのある望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級・学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・学校生活に誇りと規律を生み出す「笑顔でつながる蘇一小RS1えがおプロジェクト」（「あいさつ」「学習」「ボランティア」等）の指導を徹底する。
- ・異年齢の仲間を思いやり、助け合う心を培う「なかよし遊び」「クラブ活動」を充実する。
- ・いじめの未然防止の取組について、PDCAサイクルを確立し、学校生活に関わるアンケート等を活用して、評価・改善に努める。

### (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・仲間のよさやがんばりをお互いに認め合ったり、自分のよさに気付いたりできるように全校をあげて「よさみつけ」を行う。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。（福祉勤労体験等）
- ・自己を見つめ、相手の気持ちや立場を考え、正しいことを進んで行うことのできる児童を育てるための道徳教育を充実させ、「生命尊重」「思いやり」等を重点に、生命や人権を大切にする心を育てる。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための人権教育を充実させ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### (3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。
  - ①児童に自分は大切な存在であると感じ取ることができるような自己存在感を与える。
  - ②仲間を大切にする気持ちをもつことができるような、共感的な人間関係を育成する。
  - ③自分の考えをもち、その考えを実行しようとする、自己決定の場を与え自己の可能性開発の援助する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、講師を招聘し「正しいインターネット等の活用」講座を開催する。対象は児童だけでなく保護者にも懇談会等で啓発活動を進めていく。

### 3. いじめの早期発見・早期対応

#### (1)的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、「かかみがはら心のアンケート」「心のせいりばこ（アンケート）」の実施、ドラえもんポストの設置等、多様な方法で児童生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報の交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーター、教育相談主任の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報共有をする。

#### (2)教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・アンケート結果を踏まえた個別の教育相談を実施する。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって子どもの相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

#### (3)教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

#### (4)保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側とともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないと自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒に取り組む。

#### (5)関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子育て支援課、子ども相談センター、民生児童委員、スクールカウンセラー等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。

### 4. いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

<通常の「校内いじめ未然防止・対策委員会」>

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、該当学級担任等、スクールカウンセラー

<重大事案等発生時の「いじめ問題対策委員会」>

上記委員に加え、保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、教育委員会関係者等

## 5. いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

| 月   | 取組内容   | 備考                   |
|-----|--|----------------------|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"><li>入学式、始業式、PTA総会等で「方針」を児童、保護者に説明</li><li>学校だより、ホームページによる「方針」等の発信</li><li>職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）</li></ul>  | 「方針」の確認              |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"><li>「いじめ未然防止対策委員会」の実施<br/>※校内関係者のみによる校内委員会は適宜実施</li><li>家庭調査</li><li>「心のアンケート」①（無記名）の実施</li></ul>                  | 連休中の指導               |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"><li>「こころのせいりばこ」①（記名）アンケート、教育相談の実施</li><li>児童向けネットいじめの研修（高学年）</li></ul>   |                      |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"><li>QU検査の実施</li><li>個人懇談の実施</li></ul>  | 第1回いじめ調査<br>夏季休業中の指導 |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"><li>職員研修会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り<br/>ネットいじめも含めた研修会・QU検査による教育相談研修会）</li></ul>                                       |                      |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"><li>いじめ防止対策の取組の見直し等</li><li>蘇原中校区学校運営協議会</li></ul>   |                      |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"><li>「心のアンケート」②（無記名）の実施</li><li>学校評価のアンケートの実施と結果の公表</li></ul>   |                      |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"><li>「こころのせいりばこ」②（記名）アンケート、教育相談の実施</li><li>「ひびきあいの日」に向けた取組</li></ul>  |                      |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"><li>「ひびきあいの日」（児童会のキャンペーンを通して）</li><li>個人懇談の実施</li><li>職員研修会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li></ul>                      | 第2回いじめ調査<br>冬季休業中の指導 |
| 1月  | 「心のアンケート」③（無記名）の実施   |                      |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"><li>「こころのせいりばこ」③（記名）アンケート、教育相談の実施</li><li>いじめ防止対策の取組の見直し等（本年度のまとめ及び来年度の計画立案）</li><li>学校評価のアンケートの実施と結果の公表</li></ul> |                      |
| 3月  | 学校だより等による次年度の取組等の説明  | 第3回いじめ調査<br>次年度への引継ぎ |

## 6. いじめ問題発生時の対応

### （1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

「いじめ未然防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受

けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。

- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中期的もしくは長期的な取組を行う。

[大まかな対応順序]

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と事実確認とその対応方針の決定（学級担任一人に任せることなく組織で対応し、役割分担を明確にする。）
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る。）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（カウンセリング等、必要に応じて外部専門家に力を借りる。）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（カウンセリング等、必要に応じて外部専門家に力を借り、背景についても十分踏まえた上で指導する。）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む。）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 他の子どもへのいじめ防止指導（傍観者や取り巻きもいじめを助長させていることを理解させ、子どもが主体的に行う集団づくりを指導する。）
- ⑨ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

## （2）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。同時に、カウンセリングの依頼を行う。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童およびその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

[留意点]

- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・定義の改定を踏まえ、児童の訴えのみならず、微細なものについても教職員が児童の状況をとらえ早期発見に努める。

## 7. 個人情報等の取扱い

### 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。

## 8. いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているもの  
を含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。

②被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた児童がいじめ行為  
により心身の苦痛を感じていないと認められることを、被害を受けた児童本人及びその保護者との面  
談により確認すること。

## 9. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見の取組に関するこ
- ・いじめの再発を防止するための取組に関するこ